

生活協同組合との高齢者等の見守りに関する協定の締結について

区と、以下の生活協同組合は、相互に連携して高齢者、障害者、子ども(以下、高齢者等という。)が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、協定を締結する。

1 協定を締結する生活協同組合(以下、生活協同組合という。)

- (1) 生活協同組合コープみらい
- (2) 生活協同組合パルシステム東京
- (3) 東都生活協同組合
- (4) 北東京生活クラブ生活協同組合

2 取組内容

生活協同組合の日常業務において、高齢者等に対して見守りを行い、何らかの異変に気付いた場合に、業務に支障のない範囲で区に連絡する。

区はその状況を確認し、支援が必要な場合には、速やかに関係機関と連携して支援等の活動を行う。

3 活動地域

区内で生活協同組合が日常的に業務を行う地域

4 相互理解

区及び生活協同組合は、相互理解による信頼関係と協力関係を構築し、継続的な見守り活動が実施できるよう体制の確立に努める。

5 協定の有効期間

協定締結日から平成31年3月31日まで(更新可)

6 今後の予定

平成30年3月19日(月) 協定締結